

事務連絡
令和4年9月13日

各 都道府県 衛生主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課
厚生労働省医政局看護課
経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課
経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課

医療機関等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」等の活用について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

物価高騰対策については、これまでに累次にわたり、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰のため影響を受けている医療機関等について、地方公共団体の判断により、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）を活用し、医療機関等の負担の軽減に向けた取組を進めいくようお願いしてきたところです。

今般、本年9月9日に「第4回物価・賃金・生活総合対策本部」が開催され、物価高騰に対する追加策等が示されました。追加策では、臨時交付金の増額・強化として、

- ・ 予備費を措置しつつ既存予算も活用して6000億円規模の「電力・ガス・食料品等価格高騰支援地方交付金」を創設し、
- ・ 電力・ガス・食料品等の価格高騰への対応により重点的に活用されるよう、効果的と考えられる推奨事業メニューを地方自治体に提示する

こととされ、推奨事業メニューとして「医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」が推奨されています。また、このことについて、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設について」（令和4年9月9日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）（別添1）が発出されています。

各都道府県及び市区町村の衛生主管部局におかれでは、追加策の内容も踏まえつつ、医療機関等の負担軽減に向けて、「電力・ガス・食料品等価格高騰支援地方交付金」の積極的な活用を検討いただきますようお願ひいたします。

併せて、「電力・ガス・食料品等価格高騰支援地方交付金」の推奨事業メニューとして、中小企業に対するエネルギー価格高騰の影響緩和や省エネの支援が推奨されていますので、関係部局と連携の上、活用を検討ください。このほか、省エネ対策に向けた支援策（別添2）がありますので、医療機関等においても活用を検討いただくよう周知いただきますようお願ひいたします。

なお、現行の臨時交付金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q/A第8版（令和4年5月13日）1－6において、交付決定前に着手した事業であっても対象となる旨をお示ししております。

本交付金に関する改正版の制度要綱等は、内閣府より近日中に通知されることとなっていますので、詳細な内容についてはあらためて提供させていただきます。